

令和 6 年 11 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 6 年11月11日	午後 3 時 1 分
	閉 会	令和 6 年11月11日	午後 3 時52分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員

藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

千 委 員

4 出席事務局職員

大路 教育次長

村山 教育監

仲井 管理部長

相馬 指導部長

高橋 管理部理事

中村 学校教育課長

杉本 社会教育課長

山本 総合教育センター所長

中村 総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

10月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 京都府子どもの読書活動推進計画の中間案について

【相馬指導部長の報告】

○ 本案は、京都府子どもの読書活動推進計画の改定に係る中間案である。

まず、改定の趣旨から説明する。

資料は1枚目の概要資料を御覧いただきたい。

京都府では、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、「京都府子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働しながら、子どもの読書活動について取組を進めている。

こうした中、現在の第四次計画が今年度末で期間満了を迎えるため、現在、学識経験者等から成る「京都府子どもの読書活動推進会議」を設置し、令和5年3月に国において閣議決定された計画の内容も参酌しながら、新たな計画の策定に向けて検討を重ねているところである。

続いて、資料は2枚目の別紙資料を御覧いただきたい。

新たな計画では、現計画の第四次計画で課題として残った点について、解消すべく取り組んでまいりたいと考えており、国の計画で示された4点の基本方針、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進等の視点も盛り込みながら現在検討を進めているところである。

柱立てについては、第四次計画と同じであるが、家庭における読書活動の推進においては、本とのふれあい方や好事例等の紹介のほか、PTAや地域団体等とも連携して啓発に努め、また、子どもの意見を反映した図書リストの作成や活用についても努めてまいりたいと考えている。

学校等における読書活動の推進においては、学校図書館のDX化の視点として蔵書のデータベース化について引き続き示すとともに、電子書籍については紙と電子の二項対立ではなく、読み手が必要に応じて選択できる環境をつくることの必要性を示していきたい。

地域社会における読書活動の推進においても、電子書籍の整備等とともに、読み聞かせ会等の本に触れる機会の充実にも努めてまいりたいと考えている。

資料は再度1枚目の概要資料を御覧いただきたい。

今後のスケジュールについては、12月府議会において、中間案の報告、その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、府民の皆様様の御意見を反映した上で、2月府議会で最終案の報告を行い、年度内に策定したい。

【質疑応答】

○ 小畑委員

「京都府子どもの読書活動推進計画（第五次推進計画）[中間案]」の7頁には、京都府は、平日に読書を全くしない児童生徒の割合が全国平均と比べて高く、平日の一日の読書時間が10分以上30分未満、30分以上と回答した児童生徒の割合も全国平均と比べるといずれも低い状況にあると記載されている。

今回の推進方策で対応できるのか。

○ 相馬指導部長

努力目標の欄に記しているとおり、読み聞かせや本の紹介などを通じて、読書の楽しさを伝える取組を進め、あるいは学校図書館の毎日の開館を目指し、読書機会や心の居場所を保障するといった取組がポイントである。

また、推進計画には幼小連携の内容も記載しており、幼児期から小中高とつながる中で、読書についての意義付けをしていく取組等を通じて、御指摘の問題点を解消していきたい。

○ 前川教育長

府立図書館から各学校に対して、要望に基づき図書を貸し出すなど、こうした方法で読書環境を整えることも行っている。

目先の取組ではない中長期的な取組として、保護者の読書に対する意識を高めていくということも重要と捉えている。

○ 小畑委員

課題解決型学習とICTの組み合わせだけでなく、図書の活用を推進すれば問題解決能力や探求心がより養われ、読書が習慣化するのではないか。

○ 相馬指導部長

委員御意見のとおり、検討会議の中でも、探究的な学習に必要な蔵書を学校図書館に揃えることも大事だという御意見も出ており、そうした御意見は反映させていただく考えである。

イ 府立中学校教科用図書の採択について

ウ 府立高等学校教科用図書の採択について

エ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

【相馬指導部長の報告】（イ～エを一括）

○ 令和7年度から、府立高等学校附属中学校、府立高等学校及び府立特別支援学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

最初に「府立中学校教科用図書の採択について」報告する。

小・中学校で使用する教科用図書の採択替えの時期は4年ごとにあり、今年度は全ての中学校で、令和7年度から使用する教科用図書の採択替えを行う年となっている。

まず、教科用図書の採択の仕組みについて説明する。

文部科学省において、民間の教科書会社が作成した教科用図書の検定が行われ、教科ごとに資格を得た数種類の教科用図書の中から学校で使用する教科用図書を一種類採択する流れになっている。

教科用図書採択の権限は、公立学校で使用する教科用図書については、その学校を設置する市町村や都道府県教育委員会にあり、府立中学校の採択権者

は府教育委員会である。

続いて、資料 1 頁を御覧いただきたい。

対象中学校は 4 校である。

令和 7 年度の中学校、義務教育学校（後期課程）、特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）の教科用図書については、京都府教科用図書選定審議会の採択基準、基本観点に係る答申及び選定に必要な資料に係る答申に基づき作成した選定資料に基づいて採択することになっている。

採択の手続については各府立中学校において、選定資料等を基に教科用図書の調査研究を行い、教科ごとに教科用図書を選定し、府教委育委員会へ推薦に係る調書を提出し、府教育委員会では、各校の教育目標や教育課程の特色等を考慮し、推薦された教科用図書について審査を行い、採択する流れになっている。

資料 2 頁には、採択した教科用図書の一覧を掲載している。

なお、資料 3 頁以降には学校ごとの詳細な資料を添付している。

○ 次は「府立高等学校教科用図書の採択について」報告する。

公立高等学校で使用する教科用図書については、毎年度、採択することになっており、まず、令和 7 年度に府立高等学校で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等から報告する。

資料は 2 頁の上段を御覧いただきたい。

教科書の使用義務は学校教育法で定められ、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

ただし、適切な教科用図書がないなどの特別な場合には、一般図書を教科用図書として使用することができることとされているが、いずれにせよ、学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

続いて、府立高等学校教科用図書採択の手続について説明する。

資料は 3 頁の上段の図を御覧いただきたい。

各校においては、教科書編修趣意書や教科書目録を踏まえ、出版社から送付された見本本を利用して、その内容の調査研究を行い、府教育委員会に選定教科書の推薦を提出する。

府教育委員会は、推薦理由等を審査し、結果を学校に通知して採択するという流れになっている。

続いて、公正確保について説明する。

資料は 2 頁の 1 の (3) を御覧いただきたい。

教科用図書の採択は重要な意義を有する決定行為であり、適正かつ公正な推薦が行われ、採択に関して、いかなる疑念も生じさせることがないように、毎年度、公正確保についての通知を全校に発出し、事務説明会でも繰り返し徹底している。

令和 7 年度使用教科用図書については、資料 5 頁以降に一覧として件数を掲載している。

なお、各府立高等学校の推薦書については、膨大な量となるため、資料添付は省略している。

○ 次は「府立特別支援学校教科用図書の採択について」報告する。

特別支援学校で使用する教科用図書については、資料 1 頁の 1 に記載のとお

り、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省検定済教科書の下学年用（該当学年より下の学年のもの）、文部科学省が著作の名義を有する教科書（☆印 1 つ～ 5 つで難易度を表示、視覚障害者用点字版、聴覚障害者用言語指導）、教科書以外の図書でいわゆる一般図書（書店で販売されている絵本、図鑑等）の 4 種類である。

特別支援学校では、文部科学省の検定を経た教科書に適切なものがないなどの特別な場合は、検定済教科書の下学年用又は文部科学省が著作の名義を有する教科書の使用を考慮し、それらの使用がさらに適当でない場合は、一般図書を教科書として使用することができる。

一般図書については、府教育委員会が教科用図書選定審議会の答申を踏まえて選定資料を作成し、各校はそれを参考に選定している。

教科用図書の採択の手続については、小・中学部については、先ほどの府立中学校と同様であり、高等部については、府立高等学校と同様となる。

総採択件数は、1 頁の 1 に記載のとおり、763 点で、そのうち文部科学省の検定済教科書の使用が約 29%、文部科学省著作教科書の使用が約 4 %、一般図書が 67% となっている。

参考として、資料 2 頁から 7 頁には、京都府教科用図書選定審議会からの答申を添付している。

資料 8 頁以降は、各校の教科用図書採択一覧を載せている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

こうした教科用図書へのデジタル版の添付状況はどれくらいなのか。

○ 中村学校教育課長

半数以上は、デジタル教科書が付いている。

あわせて、多くの紙の教科用図書にはデジタルコンテンツにアクセスできる QR コードが掲載されている。

(4) 議決事項

ア 第33号議案 令和 7 年度教職員人事異動方針について

【仲井管理部長の説明】

○ 令和 7 年度教職員人事異動を実施するに当たり、京都府教育委員会基本規則 第17条第 2 号の規定により、人事の基本方針を策定するため議案を提出する。

資料33－1 頁を御覧いただきたい。

前文に、人事異動を行うに当たっての趣旨や目的を記載し、記書き以下に 5 つの重点事項を示している。

人事異動方針については、令和 4 年度に令和 3 年 3 月策定の「第 2 期京都府教育振興プラン」等を踏まえた内容とし、一部改正を行い、今回については、更に本年 8 月に出された中央教育審議会の答申や魅力ある府立高校づくり推進基本計画の策定を踏まえた内容に変更したところである。

令和 7 年度においては、この基本方針に沿って、全府的視野に立ち、適正な人事異動を行ってまいりたいと考えている。

前文には、第2期振興プランにおいて「目指す人間像」と3つの「はぐくみたい力」を掲げ、人権尊重を基盤とした京都府ならではの教育を推進していること、新しい時代における教育の推進に対応する必要があること、そのためには、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりがやりがいと達成感をもって全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指せるよう、学校の指導・運営体制の充実や学校における働き方改革を更に推し進めるとともに、教職員自らが研鑽に努め、全力で教育活動に専念することを記載している。

同頁の記書き以下には5点の重点事項を記載し、その内容については、①学校経営体制の充実、②課題に適切に対応するための重点的な人事配置と府立学校の使命や特色に応じた魅力ある学校づくりを推進するための適材適所の配置、③教職員の資質能力向上を図る観点から異動を推進することとともに、管理職も含め、将来の学校の指導・運営体制を見通した配置に努めること、④全府の見地から、地域間・学校種別間等の交流を推進すること、⑤課題のある教職員には適切に対応することとしている。

次に、資料3枚目以降に掲載のとおり、人事異動方針を踏まえ、人事異動に必要な事項を人事異動実施要綱として、小・中・義務教育学校と府立学校とに分けてそれぞれ定めているが、同実施要項については、府立学校分において、人事異動方針の改正を踏まえて、学校の使命や特色に応じた魅力ある学校づくりが推進されるよう記載している。小・中・義務教育学校分においては昨年度から変更点はない。

説明は以上のとおりであり、令和7年度教職員人事異動については、本案の人事異動方針と人事異動要綱を踏まえて実施したいと考えている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

- イ 第34号議案 京都府教育職員免許状再授与審査会規則の制定について
- ウ 第35号議案 京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について
- エ 第36号議案 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令の制定について

【中村学校教育課長の説明】（イ～エを一括）

○ 最初に「第34号議案の京都府教育職員免許状再授与審査会規則の制定について」説明する。

資料1頁に記載の同規則案要綱を御覧いただきたい。

制定理由については、令和4年4月1日施行の「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった特定免許状失効者等に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会が設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない旨が規定され、同審査会の組織や運営に関することなど、同審査会に必要な事項を定めるため

に京都府教育職員免許状再授与審査会規則（教育委員会規則）を制定するものである。

その主な内容は、委員の任命・任期・人数・構成・守秘義務の規定、会の招集は会長が行う旨、参考人からの意見聴取を可能とする旨、利害関係を有する委員の参加は不可とする旨、会議は非公開とする旨となっている。

会議自体は非公開とする旨規定しているが、同審査会の委員は、地方公務員法上の特別職の地方公務員に当たり、府の情報公開制度に基づき、氏名については原則公開するよう努めることとなっている。

一方、後日ホームページに掲載することを想定している審議内容の要旨において、発言者個人が特定されない配慮等、可能な限りの対応をしていきたいと考えている。

施行期日は、令和7年4月1日である。

令和7年度以降、特定免許状失効者から再授与の申請があった場合、同審査会において、意見を聴くこととなるが、再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、申請者から提出された書類で判断することとなる。

国の指針においては、申請者から提出された書類等により、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は、基本的に再授与を行わないことが適当であるとされており、本府においても再授与の可否は十分慎重に行いたいと考えている。

なお、就任を依頼する委員については、今後国から共有される予定の候補者情報を参考に調整予定であり、内諾をいただいた後、府教育委員会に諮らせていただく。

- 次は「第35号議案の京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について」説明する。

資料1頁に記載の規則改正案要綱を御覧いただきたい。

本案は、先ほど説明した教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、関連する規則を改正するものである。

改正内容については、京都府教育委員会基本規則においては、同審査会の委員を附属機関の委員として追加すること、学校教育課の事務として同審査会の庶務を追加すること、附属機関一覧に同審査会を追加することとなり、京都府教育委員会表彰規則においては、同審査会の委員を表彰対象として追加するとともに、付属機関の追加に伴う細分ずれを改正するものである。

- 次は「第36号議案の教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令の制定について」説明する。

資料1頁に記載の訓令改正案要綱を御覧いただきたい。

本案についても、先ほど説明した規則改正案と同様に教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、訓令を改正するものである。

改姓趣旨は、同審査会の委員の任命に当たり、団体関係者等いわゆる充て職として任命する際には、他の附属機関同様、教育長に専決させることとするため、所要の改正を行うものである。

3議案の説明は以上である。

【質疑応答】

- なし

〔原案どおり可決〕

オ 第37号議案 京都府立るり溪少年自然の家の臨時休館について

【杉本社会教育課長の説明】

- 資料37－1頁を御覧いただきたい。

るり溪少年自然の家については、自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、南丹市園部町に設置しており、指定管理者制度により運営している施設である。

この度は、京都府立少年自然の家条例施行規則第1条第2項の規定による指定管理者からの申請に基づき、臨時休館の承認をお願いするものである。

同施設は、主に小中学校の校外学習等の自然体験学習に利用されているが、昭和58年の設置後約40年経過していることから設備の老朽化等も認められ、浴室と宿泊室の暖房設備に温水を供給するためのボイラー及び浴室の循環ろ過設備を更新する工事を実施するものである。

同工事実施に伴い、施設の閑散期となる12月2日から3月31日にかけて臨時休館させていただきたいと考えているので御承認をお願いしたい。

【質疑応答】

- 藤本委員

指定管理者制度で運営する施設の場合、工事業者の選定は指定管理者が行うのか、それとも府の規則等に基づき、入札等で業者を選定するのか。

- 杉本社会教育課長

指定管理者が行う施設の維持管理業務の範囲は契約で定められており、小さな修繕は指定管理者が管理業務の中で行うが、今回のような大規模な工事は府において入札により実施している。

〔原案どおり可決〕

カ 第38号議案 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則の制定について

【高橋管理部理事の説明】

- 資料2枚目に記載の規則改正案要綱を御覧いただきたい。

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和6年12月2日から施行されることに伴い、同日以降、現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなっている。

併せて、「改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の制定に伴い、開示請求における本人確認手続の書類から「健康保険の被保険者証」を削除するという内容の改正が行われ、令和6年12月2日付けの施行となっている。

こうした施行令の改正に伴い、教育委員会規則である「個人情報の保護に関する法律施行細則」についても所要の改正を行うものであり、施行期日は、改正法の施行日と同日の令和6年12月2日を予定している。

具体的には、2の改正内容に記載のとおり、開示請求書等の受付に当たり、請求者の氏名及び住所が同一であるかの本人確認を行っておりますが、本人確認のための書類の一つとして「健康保険被保険者証」の文言が様式に記載されており、その文言を削除するという改正を行うものである。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

現在、既にマイナンバーカードによる本人確認は既に始まっているのか。

○ 高橋管理部理事

現在、請求者本人確認書の中には、個人番号や住基台帳等が確認種類の一つとして既に挙がっている。

○ 鈴鹿委員

請求者は、マイナンバーカードを必ず提示するというものではなく、何種類の本人確認物から一つを選んで提示するということか。

○ 高橋管理部理事

多く方は運転免許証を提示され、そうした物を持っていない方は、健康保険被保険者証やマイナンバーカード、あるいはそれに類似する物のいずれかを提示していただく。そのうちの一つである健康保険被保険者証のみを今回削除するものである。

〔原案どおり可決〕

キ 第39号議案 府立学校校長の人事異動について【非公開】

ク 第40号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項キについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告